



ガソリンスタンド事業者の皆様へ



ガソリンの容器への詰め替え販売を行う場合、「消防法」で

- ① 顧客の本人確認
 - ② 使用目的の確認
 - ③ 販売記録の作成
- を行うことが義務付けられます。



※ 不審者を発見した場合は、警察への通報をお願いします。



皆様の御理解と御協力をお願いいたします。



詳しくは、駿東伊豆消防本部の下記担当までお問い合わせください。

予防課危険物係
第一方面本部
第二方面本部
第三方面本部

沼津市寿町2番10号
沼津市吉田町20-1
伊豆の国市白山堂327-1
伊東市桜木町1丁目1-3

055-920-9101
055-935-5119
0558-76-5590
0557-38-0198